

建築基準法第43条第2項第1号の規定による認定取り扱い基準

平成30年11月14日制定

令和5年12月13日改正

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定による認定の取り扱いについて、下記のとおり定めるものとする。

1 認定基準について

基準1 敷地が、農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する場合（※ただし、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500㎡以内、かつ、法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途以外の用途のもの（その用途又は規模の特殊性により法第43条第3項の条例で制限が付加されているものを除く。）に限る。）

次の各号に該当する場合とする。

- ① 農道その他これに類する公共の用に供する道は、農道、林道、河川及び港湾管理道路等で公的機関が管理している道であること。
- ② 当該道の通行上の使用について、管理者（公的機関）との協議が終わっていること。
- ③ 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。
- ④ 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。
- ⑤ 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第3項に定める建築物（その用途又は規模の特殊性により法第43条第3項の条例で制限が付加されているものを除く。）の用途及び規模に関する基準を満たすこと。（延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内の法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途以外の用途のものであること。）

基準2 敷地が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）

第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接する場合（※ただし、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500㎡以内、かつ、用途が一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二（い）項第二号に掲げる用途のもの（その用途又は規模の特殊性により法第43条第3項の条例で制限が付加されているものを除く。）に限る。）

次の各号に該当する場合とする。

- ① 当該敷地内の雨水及び汚水等の排水処理ができること。
- ② 当該道を建築基準法の道路と見なしたとき、建築基準法の規定を満たす建築物であること。
- ③ 省令第10条の4の2第2項に定める承諾を受けていること。

（申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、当該道の敷地となる土地の所有者及びその土地に関して権利を有する者並びに当該道を省令第10条の3第1項第2号及び同条第2項において準用する政令第144条の4第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾を受けていること。）

- ④ 省令第10条の3第3項に定める建築物（その用途又は規模の特殊性により法第43条第3項の条例で制限が付加されているものを除く。）の用途及び規模に関する基準を満たすこと。（延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内、かつ、用途が一戸建ての住宅、長屋又は法別表第二（い）項第二号に掲げる用途のものであること。）

附 則

この基準は、平成30年11月14日から実施する。

この基準は、令和5年12月13日から実施する。